

平成26年5月27日

## 第1回議会改革検討委員会要録

日 時 5月20日(火) 午後2時~3時16分  
場 所 議会委員会室  
出 席 堀内、富木、康村、長岡、辻、東、芳倉  
服部  
資 料 上牧町議会会議規則の一部を改正する規則(案)並びに新旧対照表(案)、  
上牧町議会情報通信器機使用基準(案)ほか(上記、いずれも修正後のもの)  
上牧町まちづくり基本条例、上牧町議会基本条例

### 審議結果

○前回の修正箇所は、会議規則第102条(携帯品)につき「通信器機類(携帯電話及びポケットベル等)、写真機及び録音機」が削除された。第106条(新聞等の閲覧禁止)が(情報通信器機等の利用制限)に変更され、「何人も、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等の町議会に関する会議に、情報通信器機、新聞紙、書籍等を持ち込んで利用する場合は、当該会議の目的外で使用してはならない。」に変更した。併せて、撮影機能や録音機能を持つ情報通信器機を持ち込むことが可能としたことにより、議会申し合わせ事項に「議場又は委員会室において撮影又は録音をしてはならない。ただし、議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。」を盛り込むこととする。議会情報通信器機使用基準(案)第13条(電子メールの取り扱い)では事務局案から「町民との意見交換や」を削除し、「電子メールの使用は、事務連絡等に活用することが出来る。」と修正した。

#### 1. タブレット端末導入に必要な技術指導並びに研修等について

○タブレット端末の導入にあたっては、これまでも度々議論してきた通り、その仕組みと使い方についての一定の技術指導が必要である。併せてインターネット環境に関する基礎知識、タブレット端末で出来ること・出来ない事を学ぶことで、その問題点やタブレット端末の使える範囲も知る必要がある。一部にある程度習熟した議員も居られるが、全体としては初歩的な段階から取り組んで行きたい。タブレット端末は一定のルールの下で限られた範囲で使うことになる。インターネット環境での使用となるため最小限の必要な知識を以て使用することが必須であり、それを欠くことにより色んなトラブルを引き起こすことになりかねない。

○基本的にはそれでよい。どのような機種を導入するのかによって、使い方も変わってくる可能性がある。機種が決まれば、それに見合った使用方法を学ぶことになる。

○初心者もいるので、機種が決まれば先ず基本的な操作を教えて頂き、少し使える様になった段階で改めて研修をやって欲しい。講習は二段構えを要望する。

○スマートフォンを含め値下げ競争が激しくなっているが、発注作業も困るのではないか。

○入札を行うのであり、通信費も込みで最も安い業者(機種)で決まることになる。

○端末は市販の機種を使うのではなく、使用目的や範囲に沿ったシステムを含めての発注となるので、単純な比較にはならない。

○議員側から提供される資料の閲覧は出来るのか。

○資料に関しては、第一階としては理事者や事務局から出されデータが先ず対象となる。これまで何度も議論してきたように議員側からの資料提供は次の段階の検討事項である。

- 導入のスケジュールは怎么样了っているのか。
- 前回の説明と変更はなく、9月議会に間に合わせるという。
- タブレット端末は、町からメールを受け取るだけか。
- メールが町から議員に直接来ることはなく、議会事務局経由である。議員からは一般質問通告書や議会だよりの原稿などが送ることができる。メールの関しては議員と事務局の双方向性である。
- 大変便利な道具であり、議会基本条例にある閉会中の理事者に対する議員の質問にも使えるのではないかと。後の便利な使い方を探求する必要がある。
- 議員は閉会中においても文書による質問で出来るとあるが、これはあくまで議長経由でありメールは事務局宛て送られる。一般質問通告書や議会だよりの原稿をメールで提出する場合と何ら変わらず、新たなルール作りは必要としない。理事者に直接照会するケースは今後ルール作りが必要である。便利な道具であり、その活用について十分検討の余地がある。
- これまで検討してきたタブレット端末の使い方の一つに、災害時における情報の伝達が上げられている。これは直接町宛のどこかへ送信するものであり、議会事務局経由では間に合わない。
- タブレット端末の使い方が徐々に分かってくることによって、当初希望していなかった議員においても使えるようにすべきであり、どこかで希望を聞いてはどうか。
- 論点整理でもそのことは盛り込んでおり、出来れば全議員で使えるのが望ましい。必要な予算措置については補正予算でも対応するように要望しており、研修も全議員を対象にして行うべきである。研修については、タブレット端末の仕組みと使い方、出来ることと出来ないこと、インターネット環境についての基礎知識等についての一定の技術指導と研修が必要である。全員協議会に諮られ、理事者と合同で行う方向で協議されたい。

## 2. 議会インターネット中継に伴う実施指導並びに研修等について

- インターネット中継の実施予定は9月議会に間に合わせるとのことであり、今期に予定される定例議会は9月議会、12月議会、3月議会である。上牧町議会の場合はモニター中継との関連もあり、本会議のライブ中継から始める方針を確認している。設備については現存する設備を可能か限り活用する方針である。編集済みの録画映像ではなく、あくまで本会議のライブ中継を試行放映として実施することになっている。試行放映中との断り付きで配信し、問題があれば何時においても遮断する。「機械的なトラブルとか、運営上のトラブルとかが発生した場合に随時遮断もあり得る」との断り付きで放映することになっている。一つは、インターネット中継の仕組みと実施について、具体的にはどのような道具を使ってどのような放映をするのか、業者が決まり仕様が固まれば直ぐに取りかかることが出来るように準備が必要である。もう一つは、インターネット中継の便利さと課題について、例えば一度映像となって放映されれば取り消すことが出来ないといった課題がある。ICT環境を十分理解しながら運営することが求められる。この二つが実地研修のテーマになると考えられる。方法としては道具を使いながら行うもの、また話を聞きながら学んで行くものが柱になり、意見があれば事務局も含めて議論を進めたい。
- 試行期間が9～3月に行うのは適切ではないか。9月の前にリハーサルをやって、それを録画して見る事が出来るようにしてはどうか。
- 録画したものを見ることは出来る。予告しないで放映すれば、リハーサルになるのではないかと。デモンストレーションで実際にUstreamを使って繋ぎ、音声は10秒遅れになることも経験した。リハーサルの方法としては繋がずに設備の検証を行う方法と予告せず試行の断り付きで9月議会

から放映する方法が考えられる。

○インターネットは恐いので、9月議会だけでも録画してはどうか。

○これまで十分に検討してきたことであり、それを言っていたのではいつまで経っても始まらないのではないか。

○これまでもモニター中継をやっており、それと何ら変わらないのではないか。機材に不具合が無いかどうかのチェックなら未だしも、議会運営のリハーサルは不必要である。

○4月28日の本委員会の要録では「インターネット中継のリハーサルについては、2～3回のテストを予定している。9月議会までに十分な動作検証を行うとのことであり、不具合があれば業者に修正を求める」との説明であった。9月議会までにどのように進めるのか。

○これまでの議論を整理すると、機械的な話や設備については、やろうと思えばいくらでもリハーサルは可能である。議会運営上のリハーサルであるが、インターネット中継によって議会運営が変わることは基本的にない。ただ3月議会予算特別委員会でも、秋から始まるインターネット中継を意識して、一問一答はこれまで以上に一呼吸置いて行うことが望ましいと申し上げた。発言者名をテロップで切り替えて入れることになっており、これまで以上に間を取った丁寧な議会運営が必要となる。

○何年も議員活動を経験しており、自分の発言に責任が持てないとは言えないのではないか。議員必携を熟読すればそれで十分議会運営が行うことができる。

○懸念しているのは、設備的な問題である。音声の10秒間のタイムラグは直せないものなのか。

○インターネットのシステム的な問題であり、直すことは出来ないと考えられる。

○先のデモンストレーション時に確認し、この程度なら実用に堪えると判断したのではないか。

○インターネット中継については、一つは設備が機能するかどうかの検証と設備の使い方の実地研修、二つはその仕組みや知識が未だ十分でなく必要とする研修を実施する必要がある。タブレット端末の導入と同様に、理事者も含めて各種の研修を繰り返して行くことが求められている。全員協議会にも諮って頂き、理事者とも協議されたい。

### 3. 議会基本条例におけるまちづくり基本条例との整合性について

○まちづくり基本条例(最高規範性)第4条第1項は「この条例は、上牧町におけるまちづくりの最高規範であり、町は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図らなければなりません。」とあり、また同条第2項では「町は、この条例に定める内容に即して、他の条例、規則等の体系化を図り、まちづくりの基本的な計画の体系化と制度の整備に努めなければなりません。」となっている。ここでいう「町」には、町の執行機関だけでなく議会も含まれている。議会基本条例は25年4月施行で、まちづくり基本条例の施行に1年先行し制定しているが、まちづくり基本条例の議論を十分踏まえながら制定作業を進めており、基本的な食い違いはないものと考えられる。ただ表現や字句等の細部における違いはあり得るものと考えられ、その検証作業を行わなければならない。今後の進め方としては、二つの基本条例を各委員において持ち帰り、精読・突き合わせを行ったうえで改めて委員会として協議してはどうか。資料として両基本条例を配布した。検証作業としてはいきなりこの場ではとても無理であるので、各委員に於いて持ち帰り頂き、熟読のうえ突き合わせをお願いしてはどうか。その結果を持ち寄って次回以降に、本委員会としての検証作業を行ってはどうか。

○今回の正副議長選挙を巡って、改めて確認しておきたいことがある。議会基本条例の考え方は、12名の議員全体で議会運営にあたらうとするものであるが、議長、副議長を決めるのに集まって

相談することはよいとしても、聞くところによると今回9名で固まり3名は蚊帳の外において置くとの発言が敢えてあったという。そうであればこの議会基本条例の考え方からは相当逸脱しており、役員選挙と議会運営を混同しているのではないかと。議会運営としては、12名が闊達に意見交換しながら議会の意志をキチッと反映させて行くことが大事であると考えますが、議長・副議長に見解を問う。

○議長としては、指摘の通り12名の議員がまとまって上牧町議会を運営して行くことが必要である。まちづくり基本条例と議会基本条例が制定されたなかで、時代に逆行するようなことはあってはならないと考える。たまたま議長になったが、9名がどうのこうのということではなく、12名がまとまってお互いに力を出し合わないことには議会は住民から見放されると思う。そのような危惧は不要であり、みなさんに力を貸して頂きたい。

○副議長としては、議長の意見と同じである。議会運営がスムーズに行くように、意見の違いはあってもうまく調整を図りながらやっていきたい。12名でうまく行けるように頑張っていきたい。

○議会基本条例では、議員の活動原則と議員の活動原則が二本立て書かれている。議員の活動は当然のこととして、議会としてまとまって活動することが盛り込まれている。9名がどうのこうののではなく、議決機関として12名でどう運営するかが問われている。まちづくり基本条例にも同様の内容が謳われており、議会全体としての取り組みが求められている。

○検証作業を進めるのに、どこに拘って作られたのか何かヒントが欲しい。

○フリーハンドで取り組むのがよいのではないかと。それ程膨大な条例でもなく、全体を逐条で読むよい機会ではないかと。

○まちづくり基本条例と議会基本条例とは、大きく逸脱していない。これから実行してゆくなかで、文言などをどう変えるかどうかではないかと。

○資料として二つの基本条例を持ち帰り頂き、各委員において一度検証作業をお願いし、次回以降に議論して行きたい。条例の解説版について、まちづくり基本条例に関しては町ホームページのトップページ、左下のまちづくり基本条例策定委員会のバナーから入り、2行目に逐条解説のファイルがある。議会基本条例に関しては、議会事務局に申し出て頂ければ提供出来る。

次回開催日程は、6月26日（木）午前10時～

以上